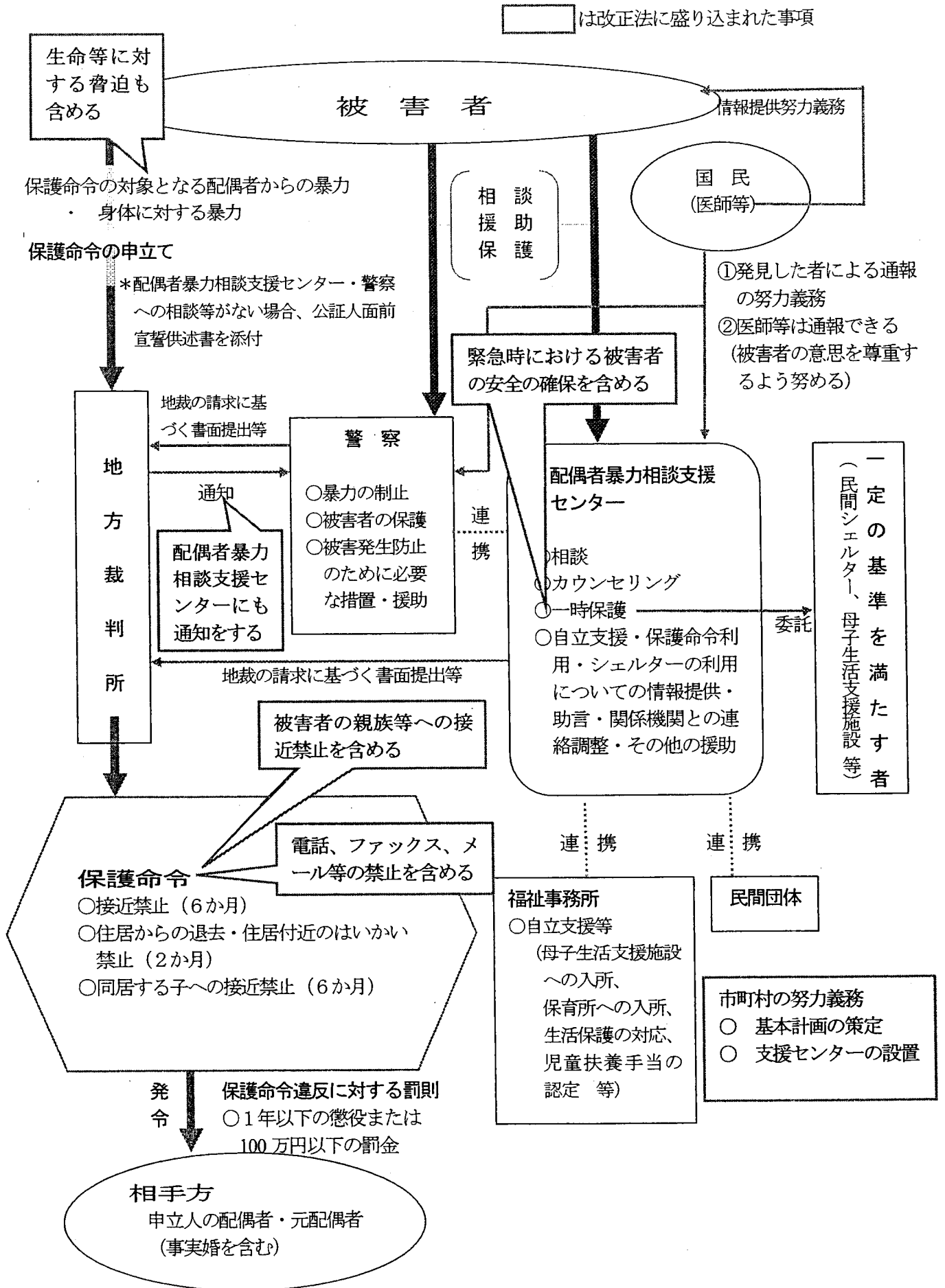


(資料1)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要 (チャート)



配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定

(平成20年1月11日官報告示)

◆ 経緯

- ・ 配偶者暴力防止法においては、都道府県基本計画・市町村基本計画の指針として、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」）を定めることとされている。
- ・ 現行の基本方針は、平成16年12月（平成16年改正法の施行と同日）に策定（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）。
- ・ 平成19年7月に、市町村基本計画策定の努力義務等を内容とする法改正が行われたこと、また、基本方針に定める見直しの時期を迎えていることを踏まえ、平成20年1月11日の改正法施行に合わせ改定を行う。
- ・ 主務官庁である内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省が、関係行政機関である総務省、外務省、文部科学省及び国土交通省に協議の上策定。検討の過程では、民間団体等関係者から広く意見を聴取するとともに、国民からの意見募集を実施。

◆ 改定のポイント

1 法改正を踏まえた都道府県、市町村の役割の明確化

都道府県と市町村の役割に関する基本的な考え方を提示。ただし、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、都道府県と市町村の間で協議が必要。

<都道府県：被害者の支援における中核>

- ・ 一時保護
- ・ 市町村への支援
- ・ 職務関係者の研修等広域的な施策 等

<市町村：身近な行政主体としての窓口>

- ・ 相談窓口の設置
- ・ 緊急時における安全の確保
- ・ 地域における継続的な自立支援 等

2 先駆的な取組の提示

先駆的な都道府県・市町村における好事例を、望ましい取組として提示。

(1) 関係機関との手続における被害者の支援

自立支援に必要な諸手続に係る一元化（関係機関の共通様式を設けることや、一か所に複数の部局の職員が向うことで、並行して複数の手続を進行）や同行支援を行うことが望ましい。

(2) 関連する地域ネットワークの活用

配偶者からの暴力と関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的・効率的に進めることが望ましい。

3 女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書等を踏まえた内容の充実

(1) 都道府県・市町村基本計画における留意事項

被害者の立場に立った切れ目のない支援など、都道府県及び市町村が基本計画を策定するに当たっての基本的な考え方を提示。

(2) 保護命令の発令後等における被害者の安全の確保

保護命令の発令後に、支援センターと警察等関係機関が連携し、被害者の安全の確保に努めることが必要であることを記述。

(3) 教育啓発等

若年層を対象とした啓発活動や、子どもの保育、予防接種等の取扱いに関する配慮、支援センターと学校等関係機関との連携について記述。

(4) 基本方針の実施状況の評価

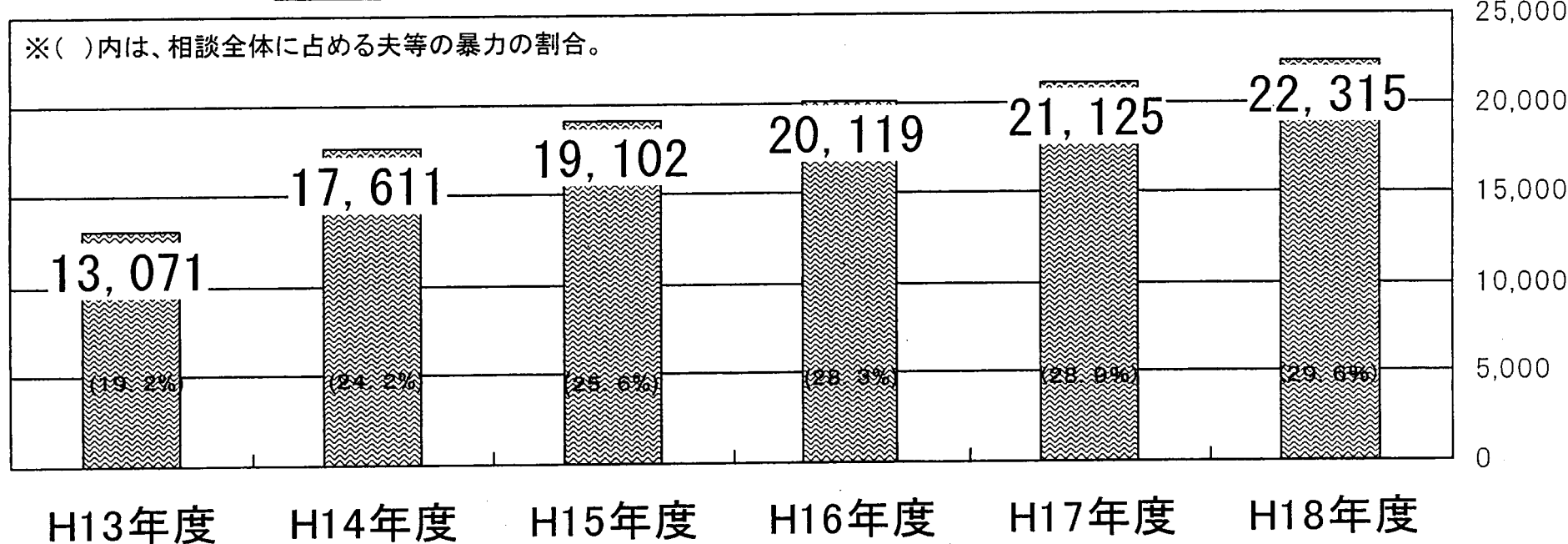
施策の実施状況の把握・評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることを記述。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 に関する法律施行後の状況について

婦人相談所及び婦人相談員による相談

○ 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数は年々増加。

夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

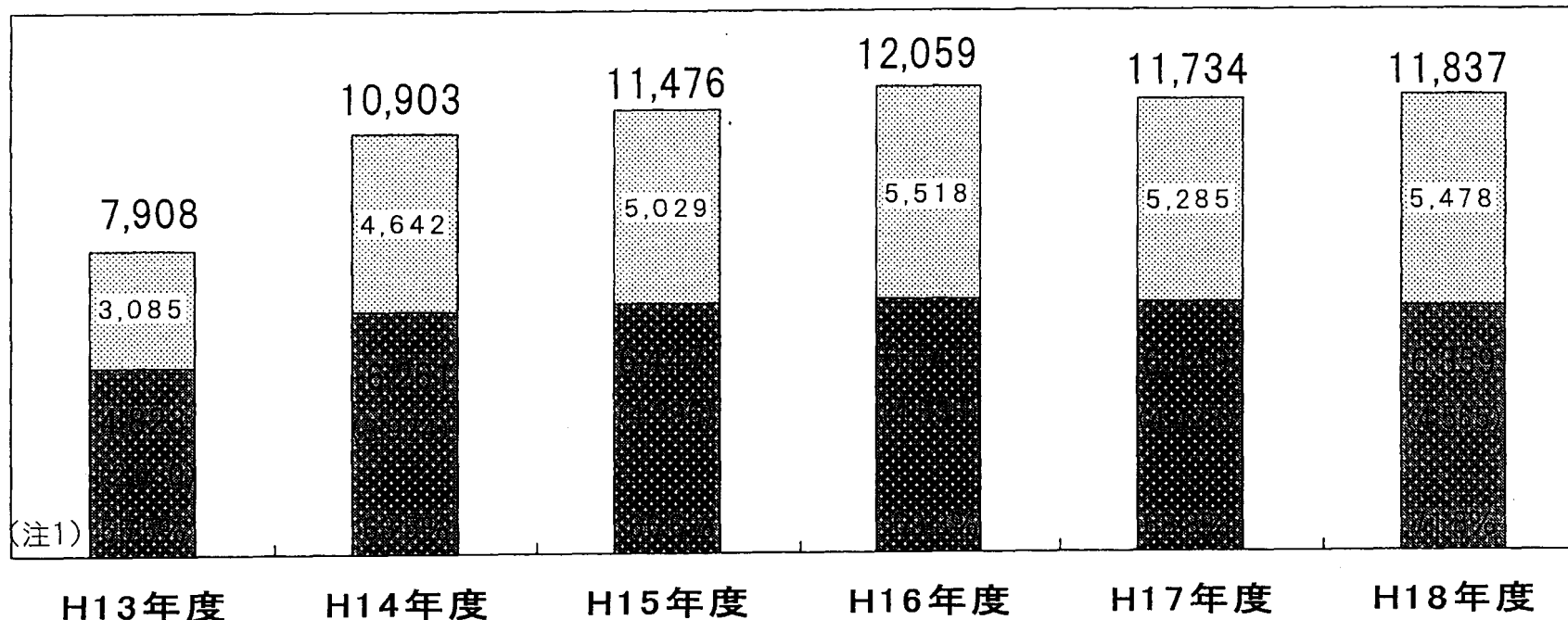
婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により、一時保護された要保護女子等及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成14年度にかけて大幅に増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、夫等の暴力を入所理由とするものの割合が6割～7割と高くなっている。
- 要保護女性の平均在所日数は14.5日(平成18年度)

■ 要保護女子等
(うち夫等の暴力を理由とする者)

■ 同伴する家族

(件数)



(注1) 夫等の暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成18年度における夫等の暴力を主訴とした一時保護委託人数は、3,432人(被害女性1,464人、同伴家族1,968人)となっている。
- 一時保護の委託契約施設については、平成19年4月1日現在で256施設。

一時保護委託先別の委託件数(同伴家族を含む)

施設区分	民間シェルター	母子生活支援施設	婦人保護施設	児童福祉施設 (注1)	知的障害者更生援護施設	保護施設	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設	その他	合計
件数 (注2)	1,334 (1,322)	978 (895)	947 (648)	33 (39)	21 (17)	15 (8)	3 (12)	2 (0)	99 (71)	3,432 (3,012)

(注1) 母子生活支援施設を除く。

(注2) ()内は、平成17年度

(資料3) 婦人相談所におけるDV被害者に対する
一時保護委託費の充実

(主な内容)

一時保護委託先におけるDV被害者について、その処遇の改善を図り自立に向けた支援を強化するため、婦人相談所が民間シェルター等へ一時保護委託を行う際の委託費の単価の引き上げを行う。

《1日あたりの単価》 (14日以内) 6,490円 → 7,650円
(14日超) 5,110円 → 7,500円

1. 事業の目的・内容

DV被害者に対する必要な保護を、より迅速かつ広域的に実施できる体制を整備することを目的として、婦人相談所の一時保護所以外に厚生労働大臣の定める基準を満たす婦人保護施設や民間シェルター等に一時保護を委託する。

2. 沿革

平成14年度 DV被害者の一時保護委託制度の創設
平成17年度 人身取引被害者の一時保護委託を実施

3. 補助根拠

法律補助（売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条）

4. 補助先・補助率

5/10（国5/10 都道府県5/10）

(資料4) 婦人保護施設における退所者支援の充実

児童虐待・DV対策等総合支援事業

(主な内容)

婦人保護施設退所者自立生活援助事業における補助方式の改定

従来の対象者が10名以上の場合一施設あたり一律の基準額の補助方式から、対象者が10人以上の施設について、10人を超える対象者1人あたりの基準額を新たに設定し、対象者の数に応じた補助方式に改める。

10人以上：1,544千円 → 10人以上：1,544千円に10人を超えた者について1人につき、約130千円を加算する。

1. 事業の目的・内容

婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とし、生活援助指導員が、対象者の住居及び職場等を訪問するなどの方法により、対象者に対して相談、指導等の援助を行うものとする。

2. 沿革 平成3年度 婦人保護施設退所者自立生活援助事業の創設

3. 補助根拠 予算補助

4. 補助先・補助率 1/2 (国1/2 都道府県1/2)

(資料5) 厚生労働省における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

1 婦人相談所における保護の状況

- 保護された被害者は年々増加していたが平成18年度は35人。
- 保護に至る相談経路の96%は警察もしくはは入国管理局。
- 人身取引事案は都市部に限らず起こっている現状。
- 被害者のほとんどが早期帰国を希望。

○年度別保護実績

平成13年度	1人	(タイ1人)
平成14年度	2人	(タイ2人)
平成15年度	6人	(タイ3人・フィリピン3人)
平成16年度	24人	(タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア7人)
平成17年度	112人	(フィリピン59人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
平成18年度	35人	(フィリピン11人・インドネシア17人・タイ4人・台湾2人・韓国1人)
平成19年度	32人	(フィリピン18人・インドネシア7人・韓国人5人・タイ4人・ルーマニア1人)

○都道府県別保護実績

愛知県	42人	長野県	28人	東京都	**23人	千葉県	21人
秋田県	18人	島根県	14人	栃木県	9人	広島県	*9人
鳥取県	9人	群馬県	7人	大阪府	7人	福岡県	6人
岐阜県	6人	神奈川県	6人	茨城県	5人	兵庫県	4人
徳島県	3人						
新潟県・静岡県・鹿児島県・沖縄県	各1人						

*6人が島根県より、**3人が群馬県に移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績

平成17年4月1日～平成19年12月31日までに73人の一時保護委託を実施
内訳 婦人保護施設29人・母子生活支援施設26人・民間シェルター18人

○平均保護日数 23.2日 合計 212人 H19. 12月末現在

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における母国語通訳の確保
 - 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
 - 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
 - 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等関係機関との緊密な連携が欠かせない。